

日本消化管学会 多施設共同研究 研究助成規定

平成 24 年 8 月 11 日	施 行
平成 25 年 4 月 27 日	一部変更
平成 25 年 11 月 6 日	一部変更
平成 26 年 4 月 25 日	一部変更
平成 26 年 9 月 19 日	一部変更
平成 28 年 4 月 22 日	一部変更
2018 年 1 月 15 日	一部変更
2019 年 9 月 19 日	一部変更
2022 年 1 月 6 日	一部変更
2022 年 5 月 11 日	一部変更

日本消化管学会は、優れた多施設臨床研究計画に対して研究助成を行い日本における消化管領域の臨床研究のレベル向上を目指す。

1. 募集は一般公募とする。
2. 申請資格は、
  - (1) 研究代表者が日本消化管学会会員であること
  - (2) 本学会代議員の推薦があること（自薦は不可とする）
  - (3) 消化管に関する臨床研究であること
  - (4) 申請時に、少なくとも研究代表者の施設において倫理審査委員会の承認が下りていること
  - (5) 多施設（3施設以上）の共同研究であること
  - (6) 厚生労働科学研究費、文部科学研究費、製薬メーカーなど、他からの助成を受けていないこと
3. 申請期間は毎年3月1日から3月末日までとする。
4. 助成は1件あたり年間100万円を限度に2年間にわたって助成する。1年あたり新規の助成は2件以内とする。
5. 応募された研究計画は研究助成委員会において審査、選考を行う。

選考においては以下の点を重視する。

  - (1) 日本消化管学会会員の参加
  - (2) 多施設共同の臨床研究であること（関連病院を超える共同研究が望ましい）
  - (3) 他の機関等からの研究助成の有無
  - (4) 研究デザイン

- (5) 独創性
  - (6) 医療に対する貢献度
  - (7) 2年間の研究期間での実現可能性
  - (8) 研究グループの実績と研究準備状況
6. 助成を受けた研究は研究助成を受けた年の6月から開始し、その1年後に中間報告を行う。2年目の助成については、中間報告の結果を委員会にて審議し、継続の可否を決定するものとする。
- 2年間の研究終了後、収支報告・成果発表を行い、翌年の日本消化管学会学術集会において成果報告を行うこととする。報告の様式は自由とする。
- 成果報告を行う発表者については、採択決定後、研究開始までに決定し、委員会へ報告を行うものとする。
- 研究が終了しない場合も中間報告として発表を行うこととする。
7. 研究計画・助成金の使用内訳に変更がある場合は、その旨申し出て、研究助成委員会の了承を得るものとする。
8. 研究終了後、研究成果を論文発表する際には、本学会の助成を受けた旨明記し、報告を行うこと。
9. 助成対象者に関する情報はホームページ上に公開する。
10. 2年間の研究助成期間終了時、研究が終了しない理由がある場合、委員会審議の上、原則として1年間を限度に延長および助成金の繰越を認めることがある。但し、新たな助成金は発生しない。